

# 弁護士報酬支払い訴訟

## 藤沢市の控訴棄却

地裁  
土高  
行で  
善問

藤沢市善行の土地取得の差し止めを求めた住民訴訟で勝訴した原告の男性(48)が、同市に弁護士報酬の支払いを求めた訴訟の控訴審判決が30日、東京高裁であり、市に400万円の支払いを命じた「善横浜地裁判決」を支持し、市の控訴を棄却した。

一審判決では、弁護士報酬の基礎となる市の経済的利益について、「土地取得の差し止めを命じた判決で、2660万円の価値しかない土地を1億850万円で購入するのを免れた」として、差額の8190万円と認定した。この金額から、標準的な弁護士報酬基準に基づき報酬を算定。原告側の400万円という主張は相当だと判断していた。

2002年の自治法改正で、住民訴訟で住民側が勝訴した場合「自治体に相当額の支払いを請求できる」とされており、同訴訟では算出方法が争点となつて

た。市は「判決文をみていないので、現時点でのコメントは控えさせていたいただきます」としている。原告代理人は「同種の訴訟では高裁として初めての判決で影響は大きい」とコメントを出した。

善行の土地取得の差し止めを求めた住民訴訟では、昨年7月、横浜地裁が「先行取得価格は、適正価格の約4倍で、社会通念に照らし妥当性を欠く」として、市に取得の差し止めを命じた。

(田崎 基)